

01 仕事と家庭を両立して働く職員



多様な制度と職場の理解を支えに、
自分に合った働き方で、
家族との時間も大切に

令和5年1月に育児休業から復帰し、裁判所職員の夫と共に、1歳の娘を育てながら、フルタイムで働いています。

夫婦共にフレックスタイム制と休憩時間短縮制度を利用しておらず、私は裁判の立会日である火・木曜日は17時30分まで、月・水・金曜日は16時まで勤務する一方、夫は火・木曜日は16時まで勤務し、保育園のお迎えや夕食作りを分担しています。

変則的な勤務時間に加え、娘の体調不良で急きよ仕事を休むことが多いので、日頃からスケジュール管理や情報共有、前倒しで仕事をすることを心がけています。

慌ただしい毎日ですが、両立支援制度を利用して勤務時間を調整することで、日々様々な成長を見てくれる娘と向き合って過ごす時間を作ることができています。

不在時のサポートを快く引き受けてくれる同僚や、温かく見守り支援してくれる上司・裁判官の存在に支えられ、育児中であつてもやりがいのある仕事ができていることに感謝しています。



● 仕事と家庭の両立支援制度 ●

産前・産後休暇

産前休暇は出産予定日を含む6週間前の日から、産後休暇は出産した日の翌日から8週間を経過する日まで、それぞれ認められる。

育児休業

子が満3歳に達する日までの間、希望する一定期間取得可能。

育児時間

子が小学校就学の始期に達するまで、1日を通じて2時間を超えない範囲内で利用可能。

配偶者出産休暇

妻が出産するため病院に入院する等の日から出産の日後2週間を経過するまでの期間内に、2日間の範囲内で取得可能。

男性職員の育児参加休暇

妻の出産予定日の6週間前の日から、出産した日以降1年を経過する日までの期間内に、5日間の範囲内で取得可能。

子の看護休暇

子が小学校就学の始期に達するまで、その子の看護のため1年に5日間の範囲内で取得可能。

休憩時間短縮制度

子の養育等のため、45分の休憩時間を30分に短縮することが可能。

早出遅出勤務

始業・終業時刻を繰り上げ又は繰り下げるなどして勤務する制度。

介護休暇

家族の介護を行う職員が、一定の期間取得可能。

フレックスタイム制

一定の範囲内でフレックス勤務をすることが可能。——など